

要 望 書

全国市議会議長会は、令和8年度産業経済施策等に関する要望を別記のとおり議決いたしましたので、政府及び国会におかれましては、特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

令和7年7月

全 国 市 議 会 議 長 会
会 長 丸 子 善 弘
(山形市議会議長)

全国市議会議長会産業経済委員会
委 員 長 山 居 忠 彰
(士別市議会議長)

目 次

【第 101 回定期総会 決議】

- 1 地方税財源の充実確保及び
地方創生・地方分権の推進に関する決議…………… 1
- 2 頻発・激甚化する大規模災害等からの防災・
減災対策及び復旧・復興対策等に関する決議…………… 5

【第 183 回産業経済委員会 議決事項】

- 1 農林水産業共通対策…………… 11
- 2 農業振興対策…………… 15
- 3 林業振興対策…………… 19
- 4 水産業振興対策…………… 21
- 5 消費者の信頼確保及び食の安全対策…………… 24
- 6 中小企業振興対策等…………… 26
- 7 資源・エネルギー対策…………… 28

1 地方税財源の充実確保及び地方創生・地方分権の推進に関する決議

我が国は、人口減少・少子高齢化の加速やデジタル技術の進化などにより、経済・社会・地域の構造変化に拍車がかかっている状況にある。

地方自治体、とりわけ都市地域の自治体では、現下の厳しい経済・社会状況の中、新たな行政需要に適切に対応しつつ、福祉・医療サービスの充実、防災・減災対策の推進、こども・子育て政策の強化、地域の資源を生かした都市の再生や活力増進などに安定的・持続的に取り組んでいく必要がある。

よって、国においては、我が国の未来像を幅広く展望し、地方税財源の充実確保をはじめ、地方創生及び地方分権の推進、デジタル社会の実現など、地方行財政の充実強化に向け、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 令和8年度地方財政対策について

- (1) 地方創生とデジタル化、社会保障、防災・減災などの重要課題や人件費の増加、物価高に対応するため、地方財政の歳出の伸びを十分確保した上で、地方自治体の安定的な財政運営に必要な地方税・地方交付税等の一般財源総額の充実確保を図ること。
- (2) 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。また、地方の財源不足の補填については、本来、地方交付税の法定率の引上げにより対応すべきであり、臨時財政対策債等の特例措置に依存しないこと。
- (3) こども・子育て政策の強化に向け、全国一律で行う施策の実施に必要な財源については、地方負担分も含めて国の責任において確実に確保するとともに、地方がその実情に応じて行うサービスの提供などについても、地方自治体の創意工夫が生かせるよう、長期的・安定的な地方財源の確保・充実を図ること。

2 令和8年度税制改正について

- (1) きめ細かな行政サービスを今後も安定的に提供していくため、地方税制を拡充強化すること。その際、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めること。
- (2) 個人住民税は、地方自治体にとって重要な基幹税であることから、その充実確保を図ることとし、応益課税の観点から広く住民が負担を分かち合う仕組みとなっていることを踏まえ、政策的な税額控除を導入しないこと。
- (3) 固定資産税は、市町村財政を支える重要な基幹税であることから、その安定的確保を図ることとし、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないこと。また、生産性の向上や賃上げの促進など、経済対策や政策的措置については、本来、市町村の基幹税である固定資産税を用いて行うべきではなく、期限の到来をもって確実に終了すること。
- (4) 自動車関係諸税の見直しに当たっては、電動車の比重が大きくなる中、原因者負担・受益者負担の原則を踏まえ、税負担の公平性の観点から検討し、社会インフラの更新・老朽化対策や防災・減災事業など、地方の財政需要に対応した税源を安定的に確保できるようにすること。
- (5) ゴルフ場利用税について、引き続き現行制度を堅持すること。
- (6) 法人事業税について、電気・ガス供給業に係る収入金額課税の現行制度を堅持すること。

3 地方創生の推進

(1) 地方創生2.0の着実な推進

新しい地方経済・生活環境創生に係る基本構想の策定に当たっては、地方の意見を十分に反映し、関係予算を安定的に確保するとともに、関連施策の拡充を図ること。

(2) 東京一極集中の是正

従来の地方創生関連施策によって東京圏への一極集中の流れを変えることができなかった反省を踏まえ、地方への移住や企業移転、関係人口の増加など、人の流れをつくり、過度な東京一極集中の弊害を是正するため、実効性のある施策を展開すること。

(3) 「地方創生推進費」の継続・拡充

地方財政計画における「地方創生推進費」を継続・拡充するとともに、算定に当たっては、条件不利地域や財政力の脆弱な市町村に配慮すること。

4 地方分権の推進

(1) 自治体の自主性の尊重

提案募集方式の積極的な運用を図り、国から地方への「事務・権限の移譲」と「義務付け・枠付けの緩和」を進めること。

事務・権限の移譲に当たっては、一般財源ベースでの適切な財源移転を一体的に行うとともに、人員等の配置については、地方の自主性を十分尊重すること。

また、義務付け・枠付けの緩和に当たっては、「従うべき基準」の原則廃止又は参酌基準化に積極的に取り組むこと。

(2) 「議会の議決」の尊重

議会の議決を不要とする提案については、二元代表制における議会の意義と権能を踏まえて、慎重に対応すること。

5 デジタル社会の実現

(1) デジタル格差の解消

地域間のデジタル格差が生じないように、5G、光ファイバ等のデジタルインフラを早期に整備するとともに、専門的なデジタル人材の計画的な育成確保を図ること。

(2) 個人の権利利益の保護

高度情報通信ネットワークの利用が個人の思想信条、表現、プライバシー等に係る情報収集の手段として用いられることのないように、個人情報の目的外利用や第三者への提供に係る取扱いを含め、個人の権利利益の保護に必要な措置を講じること。

(3) 基幹業務システムの標準化等の安全・確実な実現

地方自治体の基幹業務システムの標準化とガバメントクラウドへの移行については、住民サービスの低下を招くことなく安全・確実に実現できるよう、各自治体の推進体制や進捗状況等も踏まえつつ、万全の対策を講じること。

特に、システム移行経費等に対して全額国費による補助を行う「デジタル基盤改革支援補助金」については、補助上限額の見直しを図るなど必要額を確実に措置するとともに、移行後の運用経費については、地方の負担増とならないよう配慮すること。

また、地方の情報産業の発展やこれを支える人材育成の妨げにならないよう十分配慮すること。

以上決議する。

令和7年5月20日

全国市議会議長会

2 頻発・激甚化する大規模災害等からの防災・減災対策及び復旧・復興対策等に関する決議

近年、集中豪雨や台風、地震など様々な自然災害が頻発し、住民生活の安全・安心が脅かされる甚大な被害が発生している。昨年1月1日には、最大震度7の能登半島地震により、石川県をはじめ新潟県、富山県、福井県など広い範囲に深刻な人的・物的被害をもたらしており、被災地では復旧・復興に向け、不断の努力が重ねられている。

また、毎年のように豪雨や台風などに見舞われており、特に能登地方では、9月21日に低気圧と前線による記録的な大雨のため27河川が氾濫するとともに各地で土砂災害や冠水被害によって多数の尊い人命が失われるなど二重の災禍が発生している。こうした各種の自然災害から、国民の生命、身体及び財産を守るためには、ハード・ソフト両面から様々な防災・減災対策のより一層の推進が急務であるとともに、災害発生時の避難対策の強化や避難所の環境整備と合わせ、災害発生後の迅速な復旧・復興対策が重要な課題となっている。

よって、国においては、防災・減災対策及び復旧・復興対策等の充実強化に向け、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 地震・津波・火山噴火対策等の充実強化について

- (1) 国土強靱化基本法、南海トラフ地震や首都直下地震等に係る特別措置法など、災害関連諸法に基づく施策を着実に推進すること。
- (2) 地震による建築物の倒壊防止のため、建築物の耐震診断・耐震改修に係る財政支援措置や技術力の確保に関する取組の充実強化を図ること。
- (3) 令和6年能登半島地震の教訓を活かし、復旧・復興の基軸となる道路ネットワークの機能強化に向けた支援を図ること。

2 台風・集中豪雨・豪雪対策等の充実強化について

- (1) 台風等による広域的な河川の氾濫対策のため、堤防整備や治水ダム建設など流域全体の関係者が協働する流域治水について、十分な財政措置を講じること。
- (2) 豪雪被害に係る除排雪経費の所要額の確保を図ること。また、除排雪を行う事業者の支援や住民の安全確保のための体制整備など、雪害対策の推進を図ること。

3 土石流対策の強化について

改正後の宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき、規制区域指定のための基礎調査が必要となるため、地方自治体の事務負担や経費の増加に対し、負担軽減に向けた制度設計を検討するとともに、財政的及び技術的支援を積極的に講じること。

4 防災・安全に資する社会資本整備事業への支援について

- (1) 地方財政計画における緊急防災・減災事業債を恒久化するとともに、元利償還金に対する交付税措置の充実、対象事業の拡大を図ること。
- (2) 頻発・激甚化する災害への対策やインフラの老朽化対策を重点的かつ集中的に取り組むため、現下の資材価格の高騰等も踏まえ、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に引き続き継続的・安定的に国土強靱化を推進できるよう、国土強靱化実施中期計画を早期に策定すること。
- (3) 上下水道をはじめとするインフラの防災・老朽化対策への財政支援の一層の強化を図ること。
特に、ハード・ソフトの両面で事前の予防対策から復旧・復興までを見据えた自由度の高い交付金の創設などを図るとともに、地方財政計画における公共施設等適正管理推進事業債の所要額の確保、対象事業の拡大を図ること。

- (4) 災害時の停電防止のため、送電・配電施設の強靱化、非常用電源対策の強化について、事業者とともに取組を推進すること。また、上下水道やその他ライフライン及び道路や鉄道などの各種インフラについても、一層の強靱化を図ること。
- (5) 災害ハザードエリアに居住する住民等について、安全で利便性の高い居住誘導区域等への移転を推進すること。

5 災害復旧・復興支援の充実強化について

- (1) 被災自治体の災害復旧・復興事業に対する支援の充実強化を図ること。なお、将来の災害に備え、原形復旧にとどまらず改良復旧を積極的に推進すること。
- (2) 災害復旧事業に関する国庫補助採択基準の緩和や被災した事業所施設等についても補助対象とするなど、補助対象施設の拡大を図ること。
- (3) 広域災害では、地域によって被害状況や必要な復旧・復興対策が異なることから、発生後、関係機関等が被害の全容を可及的速やかに把握できる体制とシステムの強化を図ること。
- (4) 被災者支援については、災害救助法や被災者生活再建支援法、国の個別補助制度など、趣旨の異なる支援制度が存在することから、被災者にとって分かりやすく、不公平感を招かない制度設計を行うこと。なお、被災者生活再建支援制度については、支給額の増額、適用条件の緩和など、更なる充実を検討すること。
- (5) 近年の災害の多発に鑑み、災害の事前の備えとしての地震保険や水災補償などの加入について、国において周知を図るだけでなく、保険料控除制度の拡充など、加入促進に向けた取組を図ること。

6 各種災害からの避難対策の強化について

- (1) 住民の速やかな避難行動を促すため、避難所について冷暖房の整備に加えプライバシーの確保や授乳室の設置など、きめ細やかな配慮が可能となるよう支援体制の充実強化を図ること。
- (2) 避難所について、感染症対策をはじめ、衛生・生活環境水準の改善が図られるよう、設備・備品の確保、医療救護体制の整備などを支援すること。
- (3) 洪水や土砂崩れなどの危険度や避難経路を住民が正しく理解し、適切に避難行動がとれるよう、ハザードマップの活用等による防災知識の普及啓発を強化し、国民全体に対する防災意識の醸成を図ること。
- (4) 地方自治体による適時適切な避難指示等の発令に資するため、災害予測システムなどの新技術の導入・運営に係る十分な財政支援措置を講じること。また、線状降水帯予測精度向上のための二重偏波気象ドップラーレーダーの設置及び迅速な地震速報や津波予警報のための多機能型地震観測装置の老朽化対策について十分な財源を確保すること。

7 消防防災体制の充実強化について

- (1) 地方自治体の消防防災体制の一層の充実を図るため、消防防災施設・設備整備に対する財政措置を拡充すること。
- (2) 地域の防災力の強化を図るため、消防団の装備の充実や団員の待遇改善等に対する財政措置を拡充すること。

8 医療救護体制の充実強化について

災害発生時に入院患者の安全の確保や被災者に対する適切な医療を提供するため、医療機関の耐震化や医薬品・資機材の整備、医療救護に係る人材育成・確保など医療救護体制の充実強化を図ること。

９ 原子力発電所の安全・防災対策の充実強化について

東京電力福島第一原子力発電所事故の原因や対応の検証結果を踏まえ、各地の原子力発電所において万全の安全対策及び防災対策の強化を図ること。

以上決議する。

令和７年５月２０日

全国市議会議長会

1 農林水産業共通対策

農林水産業は、食料の供給や、国土・自然環境の保全など、国民の生活に欠かせない重要な役割を担っている。

しかしながら、我が国の農林水産業は、従事者の減少等により生産活動が低下しているほか、昨今の物価高騰等により深刻な影響を受けている。

農林水産業の振興は、食料自給体制等の維持・向上に不可欠であるとともに、地域活性化の要でもあることから、その持続的かつ健全な発展を図るための課題の解決に向けた対策を講じることが必要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 経営支援対策の充実強化について

- (1) 米国の関税措置の影響を受ける、様々な農林水産業者に配慮した交渉を行うとともに、農林水産業者に対するきめ細かい支援を講じること。
- (2) 消費者に対する米を中心とする食料価格の高騰対策とともに、農林水産業者が安心して経営を続けられる対策を講じるなど、食料安全保障の強化を図ること。
- (3) 物価高騰の影響による減収対応を含め、農林水産業者の資金繰りに支障を来たさないよう、一層の対策を講じること。

また、燃料価格高騰対策について、補填の対象の拡充を図ること。

2 持続的な発展に関する施策の推進について

- (1) 我が国の農林水産業発展のため、農林水産物・食品の輸出5兆円目標の実現に向け、輸出にチャレンジする農林水産事業者を後押しし、関係省庁が一体となって取り組むこと。
- (2) 新たな市場や付加価値を創出し、農山漁村の所得や雇用の増大、地域活力の向上を図るため、地域の農林水産物や多様な資源を活用した、6次産業化の農山漁村発イノベーションの取組に対し、十分な予算を確保し、着実な実施を図ること。

3 担い手の育成・確保について

- (1) 農林水産業の持続的かつ健全な発展のため、担い手の育成・確保対策を推進すること。
- (2) 地域おこし協力隊が任期終了後、新規農林水産業者として定住できるような支援策を関係省庁が一体となって講じること。

4 野生鳥獣等による農林水産物被害防止対策の充実強化について

- (1) 野生鳥獣による農林水産物被害を防止するため、鳥獣被害防止対策の一層の拡充を図るとともに、地方自治体が行う地域の実情に応じた鳥獣被害防止施策に対する支援を充実すること。
- (2) 鳥獣被害防止総合対策交付金について、今後も継続して有害鳥獣の捕獲に取り組める環境を維持し、捕獲活動をよりよいものに改善するため、同交付金の単価を見直すとともに、将来的な頭数の増加を防ぐため、同交付金の対象範囲を成獣に限定せず、幼獣にまで拡大すること。

また、処理加工施設の補助拡充、未利用部位の利用促進や供給用途の拡大を図り、ジビエ利用を推進すること。

- (3) カメムシやクビアカツヤカミキリ等の害虫への防除費用や忌避費用に対する補助メニューを整備すること。また、効果的な防除方法の研究を行う事業者を支援し、早期に防除等対処法を確立すること。

5 T P P 等関連施策の実施と予算措置について

- (1) C P T P P 協定、日 E U ・ E P A、日米貿易協定、日英 E P A 及び R C E P 協定などに伴う、農林水産業等への影響を継続的に検証するとともに、「総合的な T P P 等関連政策大綱」に基づき、強い農林水産業の構築、経営安定・安定供給のための備え、知的財産権の保護など、万全な対策を講じること。

また、いかなる国際貿易交渉にあっても、重要品目をはじめ、農林水産物に対する必要な国境措置を確保するとともに、農林水産業者に対して交渉内容の丁寧な情報提供を行うこと。

- (2) 「食料安全保障強化政策大綱」に基づく対策に必要な予算を十分に確保するなど、食料安全保障の強化に向け、万全な対策を講じること。

6 原子力発電所事故に伴う各国・地域の輸入規制の緩和・撤廃について

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う農林水産物の輸入規制を継続している国・地域に対し、すべての都道府県産品の輸入規

制の緩和・撤廃に向けた取組をより一層強化すること。

7 災害からの早期復旧のための支援について

頻発する自然災害に対し、被災した農林水産業者の速やかな事業再開に向け、農地や山林、施設等の早期復旧に対する集中的な支援策を講じること。

8 法定外公共物の管理に係る支援について

市町村に譲与された里道や水路等の法定外公共物について、適正に維持管理ができるよう支援策を講じること。

2 農業振興対策

我が国の農業は、農業従事者の減少や高齢化の進行、耕作放棄地の増加、頻発する自然災害による農業被害に加え、肥料価格の高騰など極めて厳しい現状にあるとともに、食料自給率は先進国中最低の水準となっている。

こうした中、ウクライナ情勢の影響により、食料の安定供給の確保が改めて重要な課題となったことから、農業の担い手の育成・確保や農家の所得向上など、我が国農業が抱える課題に十分に対応し、強い農業の確立による食料自給率の向上を図ることが喫緊の課題である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 経営支援対策の充実強化について

認定農業者や集落営農、認定新規農業者を支援する経営所得安定対策について、必要な財源を確保するとともに、一層の拡充を図ること。

2 農業農村整備事業関連予算の安定的確保について

- (1) 将来にわたる農業・農村の持続的な発展を図るため、農業農村整備事業予算を長期的かつ安定的に確保すること。
- (2) 農村地域の安全・安心の確保のための農村地域防災減災事業の推進を図ること。

また、水田やため池の活用など、流域治水の取組に必要な財政

的・技術的な支援を行うこと。

3 農業の持続的な発展に関する施策の推進について

- (1) 農作業の省力化や生産性、収益力の向上を実現するため、先端技術を駆使したスマート農業を活用することとし、データを活用した農業実践の推進など、農業DXを推進すること。
- (2) 老朽化した農業用施設の早急な機能回復が急務となっている中、補修や更新等による施設の長寿命化対策を進めるため、多面的機能支払交付金等の予算を十分に確保すること。
- (3) 農業生産条件の不利な農山村の振興・活性化を図るため、中山間地域等直接支払制度を一層充実すること。
- (4) 農業に重要な役割を占めている女性・高齢者の能力を十分発揮できる環境整備を促進すること。
- (5) 新規就農者の育成・確保は、我が国農業を持続していく上で極めて重要であるため、新規就農者育成総合対策について、十分な予算を確保すること。
- (6) 耕作放棄地や荒廃農地の発生防止・解消に資する施策を積極的に推進するとともに、担い手への農地の集積・集約化の促進と生産基盤の効率的な整備の推進を図ること。

4 食料自給率向上、国産農産物の消費拡大に資する施策の推進について

- (1) 水田を最大限に有効活用した作付拡大支援など食料自給率向上施策に関し、十分な財源を確保すること。

- (2) 水田活用の直接支払交付金については、恒久的な制度とするとともに、必要な予算を十分に措置すること。
- (3) 「日本型食生活」の維持、食料自給率向上等のため、外国への輸出を含む農産物の消費拡大に資する施策を積極的に推進すること。
- (4) 学校や病院、高齢者施設や公共施設などで供される給食等において、地域の農産物の積極的な利用を促す施策を展開すること。
- (5) 米の需給と価格の安定化に向けた対策を講じること。

5 畜産・酪農等の経営安定対策の充実強化について

- (1) 畜産業振興策の強化及び畜産農家の保護・育成並びに所得の向上に資する施策を充実すること。また、畜産・酪農経営の安定と発展に資するため、畜産・酪農経営安定対策の充実強化を図ること。
- (2) 穀物をはじめとする畜産・酪農に関する生産資材の適正価格を維持し、安定供給を図るとともに、国産飼料の自給率向上のため、基盤整備等更なる支援策を講じること。
また、飼料、化学肥料等に頼らない新たな酪農の経営体系の構築を図るため、山地酪農の取組みを推進すること。
- (3) 乳用子牛の出荷支援を充実させること。
- (4) 高病原性鳥インフルエンザをはじめ、豚熱や口蹄疫等の家畜伝染病の侵入・まん延を防止するため、防疫・危機管理体制を強化するとともに、被害を受けた畜産農家等に対する経営支援策

を充実すること。あわせて、風評被害の防止に万全の措置を講じること。

特に、高病原性鳥インフルエンザの発生予防及びまん延防止に係る支援制度の拡充や、施設整備等に対する継続的な財政支援を行うこと。

6 有機フッ素化合物対策について

有機フッ素化合物（PFOS・PFOA等）について、土壌や農業用水等からの効果的な除去方法などの技術を確立すること。また、農産物等に対する不安の解決及び風評被害防止の観点から、土壌及び農畜産物などへの影響について、知見を収集した上で、速やかに公表し、遅滞なく対策を検討すること。

3 林業振興対策

我が国の林業は、木材生産にかかるコストの増大による採算性の悪化や林業従事者の減少、高齢化による維持・管理が困難な森林の増加により、極めて厳しい状況に置かれている。

また、森林の荒廃が進む中において、集中豪雨など自然災害により市民の生命・財産が失われる事態が生じている。

森林は、国土保全、水源のかん養、林産物の生産はもとより、地球温暖化防止効果など多面的機能を持った重要な資産であり、その機能を持続的に発揮させるためには、林業の健全な発展を図ることが不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 林業の持続的な発展に関する施策の推進について

- (1) 森林・林業基本計画の対応方向で示された、森林資源の適正な管理・利用や「新しい林業」に向けた取組の展開、新たな山村価値の創造、木材産業競争力の強化を着実に推進するため、十分な支援を行うこと。
- (2) 「森林環境譲与税」については、税の主旨である奥地等条件不利地の森林整備を着実に進展させるとともに、都市部における木材利用の推進、都市と山村が連携した取り組みの拡大を推進すること。

2 森林経営管理制度の円滑な運用に係る支援について

森林経営管理制度に係る市町村の体制強化に向け、林務担当者の育成・確保を図る仕組みを確立すること。また、森林所有者や境界確定の一層の促進に向け、森林整備地域活動支援対策の拡充を図ること。

3 森林整備の拡充について

条件不利地域など適正な整備が進まない森林については、水源林造成事業等により、積極的な整備の拡充を図ること。

4 森林整備による防災・減災対策の推進について

災害に強い国土を形成するために治山事業及び森林整備事業を更に強力に推進すること。特に、近年、集中豪雨や台風による甚大な被害が発生していることから、流域治水プロジェクトと連携した治山事業を推進するために必要な財政支援を図ること。

4 水産業振興対策

我が国の水産業は、漁業用の燃油及び資材等の高騰、漁場環境や資源状況の悪化による漁獲量の減少、担い手の不足、国民の魚食離れの進行などにより、極めて厳しい状況にある。

このような中で、水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展を図るためには、水産施策のより一層の推進が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 水産業の持続的な発展に関する施策の推進について

- (1) 水産物の安定的な確保に必要な漁船漁業の維持・発展のため、漁業者に対する融資・信用保証などの経営支援策を強化するとともに、新規漁船建造の際の支援制度を拡充すること。
- (2) 適切な魚種の維持と漁業経営の安定化を図るため、計画的に資源管理に取り組む漁業者に対する支援である資源管理・漁業収入安定対策等の拡充強化を図ること。
- (3) 沿岸漁業の振興及び小規模漁業者の所得向上に資する施策の充実に努めるとともに、資源管理型漁業の推進、種苗放流等の支援策の充実等による栽培漁業の振興を図りながら、水産業振興のための支援策を強化すること。
- (4) 安全かつ安定した水産物供給及び国内水産物の競争力を強化し、輸出を推進するため、高度衛生管理に対応した施設整備が図られるよう、十分な水産基盤整備予算を確保すること。

また、施設整備にあわせて必要となる機器等の整備費用についても、十分な財政支援を講じること。

- (5) 地震・津波等の自然災害に強い、安全な漁港づくりに努めるとともに、このための一層の支援策を講じること。

2 日本産水産物の輸入の停止措置等について

原発事故に伴う諸外国・地域の食品等の輸入規制について、当該国・地域に対し、科学的根拠に基づく正確な情報を示し粘り強く説明を行い、即時に撤廃するよう強く求めるとともに、政府間交渉の取組状況については、都道府県や市町村と情報を共有すること。

また、輸入の停止措置等により大きな影響を受ける、日本産水産物の輸出に関わる事業者や、風評被害を被る関係者の事業継続に向け、損失の全てに対して、国が全責任をもって対応するとともに、輸出先の切替及び国内消費の拡大に向けた取組支援等、万全な措置を講じること。

3 外国漁船対策について

- (1) 我が国の漁業者の安全操業及び水産資源の適切な保存及び管理の推進のため、漁業取締船の増隻及び最新の漁業取締機器の充実化等を行い、違法操業を行う外国漁船の監視及び取締を強化すること。
- (2) 漁業協定の場合などにおいて、我が国の漁業者の安全操業及び外国漁船の違法操業の根絶のための対策強化を強く働きかけること。

4 海洋ごみ対策について

海洋プラスチックごみの中で、漁具が重量比・容積比で大半を占めていることから、漁業者にプラスチック製漁具の適正な管理や処理を指導し、その取組を支援すること。

あわせて、プラスチック代替物による漁具の開発・普及を促進すること。

5 消費者の信頼確保及び食の安全対策

消費者を取り巻く環境は、高齢化の進行、デジタル社会の進展など大きく変化してきており、社会的弱者を狙った悪質商法や食品表示の偽装等による被害は後を絶たず、消費者の安心・安全を確保するための施策の更なる推進が必要となっている。

また、食の安全確保は、国民の健康な生活の基礎をなす重要事項であることから、不正を見逃さない監視体制や安全管理・衛生管理体制の強化など、消費者の信頼を得るための取組がより一層求められている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 消費者安心・安全確保対策の推進について

消費者の利益の擁護及び増進、消費者による自主的かつ合理的な商品及びサービスの選択の確保、消費生活に密接に関連する物資の表示など、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向け、必要な支援の更なる拡充を図ること。

2 食の安全性確保への取組について

食に対する消費者の信頼を確保するため、トレーサビリティシステム(生産履歴管理)、GAP(農業生産工程管理)、HACCP(危害要因分析・重要管理点)などの普及促進の支援を図ることにより、産地から食卓までの食の安全性を高めること。

3 輸入食材等の安全確保について

輸入食材等の安全性に関しては、一層の監視及び検査体制の充実強化を図るとともに、消費者・販売者等への情報提供を迅速かつ適切に行うこと。

6 中小企業振興対策等

我が国の中小企業の経営は、原材料・エネルギー価格の高騰や人件費の上昇、人手不足、不十分な価格転嫁等、極めて厳しい状況に置かれている。中小企業の経営動向は、地域経済にも強い影響をあたえることから、支援の拡充が求められている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 中小企業への支援について

- (1) 米国の関税措置の影響を受ける様々な産業に配慮した交渉を行うとともに、事業者に対するきめ細かい支援を講じること。
- (2) 物価高騰の影響を受け、厳しい経営環境に置かれている事業者に対し、安定的な経営に向けた財政支援策を講じるとともに、経営環境整備のため中長期的な支援の継続を図ること。
- (3) 中小企業による力強い賃上げや投資の実現のため、生産性向上はもとより、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適正な価格転嫁の定着化や、大企業と中小企業間における取引の適正化に向けた対策の一層の強化を図ること。
- (4) 中小企業の廃業から優れた技術や雇用を守るため、第三者を含めた後継者への事業承継支援策の強化を図ること。

2 地域経済の活性化のための経済対策の推進について

地方創生の視点に立った総合的かつ積極的な実効性のある経済

対策を講じること。また、地方の中小企業等の生産性向上や国内外の販路開拓等に対する支援の充実を図ること。

3 地域資源の活用促進について

- (1) 中小企業者と農林水産業者の連携による農商工連携は、地域資源の活用や地域活性化に有効な施策であることから一層の拡充を図ること。
- (2) 地域団体商標制度(地域ブランド)の活用促進を図ること。

4 地域商業の振興について

- (1) 活力ある地域コミュニティを担う商店街等の振興のため、地域商店街活性化法に基づく支援の拡充強化を図ること。
- (2) 商店街に設置された街路灯の老朽化や維持管理費の問題を解決するため、新たな対応策や補助金の創設などを検討する協議会を設置すること。

5 物流業・建設業の労働環境改善等について

ドライバー等の長時間労働の改善や賃金水準向上、物流の効率化や商慣行の改善、建設業における生産性向上などの取組を推進すること。

6 災害からの早期復旧のための支援について

頻発する自然災害に対し、被災した中小企業の事業継続に向け、施設や設備の早期復旧に対する集中的な支援策を講じること。

7 資源・エネルギー対策

長引くロシアのウクライナ侵攻による先行きの見えない国際情勢の変化や世界的なエネルギー需要の増加、さらには円安の進行等を要因としたエネルギー価格・物価高騰は、市民生活等に多大な影響を与えている。

このような情勢の中、価格高騰に直面する市民の不安の解消、また、地域経済活性化のためにも、制度改正など具体的な対策を講じることが急務である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 エネルギー価格高騰への対策について

- (1) エネルギー価格高騰は市民生活に多大な影響を与えることから、市民生活に直結する電気・ガス等の安定供給や電気・ガス料金負担軽減支援事業の拡充など、公共料金への補助・給付等の支援や一層の措置を講ずること。
- (2) 安定的な供給が難しい離島における燃料供給について、ガソリン流通コスト対策事業の補助額の拡充のほか、灯油や軽油などについても補助の対象となるよう対象油種を拡充するなど、本土との格差是正に向け十分な支援を講じること。

2 脱炭素社会関連施策等の推進について

- (1) 地方自治体が脱炭素社会の実現を目指すため、地域の課題や

現状に応じた脱炭素に資する事業に活用できる、汎用性が高く利用しやすい交付金を拡充するとともに、様々な施策に取り組むための、長期継続的な支援を講じること。

- (2) 太陽光や風力、水力、バイオマス、地熱発電等の再生可能エネルギーの研究・開発に積極的に取り組むこと。

また、発電施設の設置・建設について支援措置の充実を図り、安全で安定的な電力供給対策を実施すること。

- (3) 農山漁村における未利用土地や水、バイオマス等を利用した再生可能エネルギーによる発電は、地元使用のほか、売電収益を地域発展に活用できることから、導入推進のための支援を図ること。
- (4) 再生可能エネルギーの余剰電力を有効に活用するため、地域間融通ができる送電網の強化や大型蓄電池の開発促進を着実に進めること。
- (5) 火力発電の高効率化及びCO₂削減を実現する次世代の火力発電技術や、CO₂を資源として有効活用するカーボンリサイクル技術の早期確立を目指すため、予算の拡充を図ること。
- (6) 洋上風力発電や原子力発電所の再稼働、水素の活用など、国が関わっているエネルギー政策の具体的スケジュールと地方の温室効果ガス排出量に与える影響について情報提供を行うとともに、充電設備や水素ステーションなどインフラ整備の積極的な推進とスケジュールの明確化を図ること。

3 太陽光発電施設の設置に関する法整備について

- (1) 太陽光発電施設について、地域の景観維持、環境保全及び防災

の観点から適正な設置がされるよう、立地の規制等に係る法律に則した厳密な措置を行うこと。また、太陽光パネルをはじめとする発電設備等の設置管理、撤去・廃棄、リサイクルまでが適正に実施されるよう、地方自治体の意見を十分に反映すること。その際、地方自治体に過度な負担が生じないよう配慮し、再生可能エネルギーの規制と普及が両立する仕組みについて早急に確立すること。

- (2) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づいて認定された事業が未着工の場合、認定後に関係市町村が制定した条例等の遵守を義務付けるとともに、関係法令が遵守されているか見極め、認定審査基準により改めて認定すること。
- (3) 既に事業を開始した太陽光発電施設の安全性に課題のある事業についても、関係自治体の意見を聞き、国が責任を持って確認し対応すること。

4 原子力発電の安全確保等について

- (1) 原子力発電の万全な安全確保のため、原子力技術者及び研究者の養成確保に努めること。
また、放射性廃棄物の処分に関する研究開発を着実に進めること。
- (2) 原子力発電事業者に対し、徹底した情報公開など指導・監督を強化すること。